

令和7年10月3日

市立各小・中・特別支援学校長 様

さいたま市教育委員会教育長
さいたま市立小学校校長会長
さいたま市立中学校校長会長

令和8年度さいたま市立小・中・特別支援学校における教育課程の編成について（通知）

標記の件について、教育委員会、小学校校長会及び中学校長会で協議し、令和8年度のさいたま市立小・中・特別支援学校における始業式・終業式の日程及び土曜日の授業の取扱いについては、下記のとおりとします。

については、各学校において適切に対応するとともに、保護者、地域関係団体等に周知願います。

記

1 日程

- (1) 第1学期について（さいたま市立小・中学校管理規則第2条第2項1号・第3条第1項5号及び6号）
 - 始業式 令和8年 4月 8日（水）
 - ※ただし、大和田小学校の始業式は令和8年4月7日（火）に実施
 - 終業式 令和8年 7月17日（金）
 - ※夏季休業日は、令和8年7月21日（火）から令和8年8月25日（火）まで
- (2) 第2学期について（さいたま市立小・中学校管理規則第2条第2項2号・第3条第1項6号及び7号）
 - 始業式 令和8年 8月26日（水）
 - 終業式 令和8年12月24日（木）
 - ※冬季休業日は、令和8年12月25日（金）から令和9年1月6日（水）まで
- (3) 第3学期について（さいたま市立小・中学校管理規則第2条第2項3号・第3条第1項7号及び8号）
 - 始業式 令和9年 1月 7日（木）
 - 修了式 令和9年 3月26日（金）
 - ※学年末休業日は、令和9年3月27日（土）から令和9年3月31日（水）まで
 - ※春季休業日は、令和9年4月1日（木）から令和9年4月7日（水）まで
- (4) 市立浦和中学校については、中高一貫教育の観点进行を踏まえ、学校長が別途定めることとします。

2 その他

- (1) 「さいたま市民の日」「県民の日」について（さいたま市立小・中学校管理規則第3条第3号及び4号）
「さいたま市民の日」の令和8年5月1日（金）、「県民の日」の令和8年11月14日（土）は休業日です。
- (2) 「つばみの日」について
令和8年10月29日（木）に実施します。
- (3) 保護者、地域関係団体等に周知する際の例文を添付しましたので、御活用ください。例文中の夏季の「お休み」の期間については、社会通念を考慮し、週休日を含めて表記してあります。

担 当 教育課程指導課 本川、小杉
電 話 829-1660